

公 告

次のとおり条件付一般競争入札（事後審査型）を行います。

令和 7 年 9 月 1 9 日

収支等命令者

佐賀県立産業技術学院長 笠原 幸雄

1 競争入札に付する事項

- (1) 調達物品名 コンプレッサ
- (2) 調達内容 仕様書のとおり
- (3) 納入期限 契約締結の日から令和 8 年 2 月 2 7 日（金）まで
- (4) 納入場所 佐賀県立産業技術学院（多久市多久町 7 1 8 3—1）

2 入札参加資格

入札に参加する者は、次に掲げる要件の全てを満たすことを要します。

- (1) 物品の製造、修理、購入又は賃貸借に関する競争入札に参加することのできる者の資格及び資格審査に関する規定（昭和 41 年佐賀県告示第 129 号）第 1 条の規定に基づく入札参加資格を、入札書の提出期限時点で有すること。

なお、当該入札資格のない者で競争入札への参加を希望するものは、令和 7 年 1 0 月 6 日（月）の入札書提出までに競争入札参加資格の登録を受けること。

ア 入札参加資格認定審査を担当する部局の名称及び申請書の提出場所

佐賀県出納局総務事務センター用度・車両担当（新館 2 階）

郵便番号 8 4 0-8 5 7 0 佐賀県佐賀市城内 1-1-5 9

電話 0 9 5 2-2 5-7 1 9 4 E-mail:soumujimu@pref.saga.lg.jp

イ 申請書様式の入手先

上記アの部局又は佐賀県ホームページ

(<https://www.pref.saga.lg.jp/kiji00326503/index.html>)

- (2) 佐賀県内に本店を有する者又は県内に支店等（県内従業員比率が 50%以上又は県内従業員数が 50 人以上の者）を有する者であること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 6 7 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (4) 会社更生法（平成 1 4 年法律第 1 5 4 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者（同法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者であっても、手続開始の決定後、佐賀県知事が別に定める手続に基づき入札参加資格の受付がなされている者は除く。）でないこと。
- (5) 民事再生法（平成 1 1 年法律第 2 2 5 号）に基づき民事再生手続開始の申立てがなされている者（同法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者であっても、手続開始の決定後、佐賀県知事が別に定める手続に基づき入札参加資格の受付がなされている者は除く。）でないこと。
- (6) 開札の日の 6 か月前から開札の日までの間、金融機関等において手形又は小切手を不渡りした者でないこと。
- (7) 佐賀県発注の契約に係る指名停止措置若しくは入札参加資格停止措置を受けている者又は佐賀県発注の請負・委託等契約に係る入札参加一時停止措置要領に該当する者でないこと。
- (8) 自己又は自社の役員等が、次のいずれにも該当する者でないこと、及び次のイからキまでに掲げる者が、その経営に実質的に関与していないこと。
 - ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 7 7 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - イ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - ウ 暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者
 - エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
 - オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴

力団の維持運営に協力し、又は関与している者

カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

(9) 入札参加届を提出していること。

3 入札手続等に関する事項

(1) 担当機関 佐賀県立産業技術学院

郵便番号 846-0031 多久市多久町 7183-1

電話 0952-74-4330

電子メールアドレス sangyougijutsugakuin@pref.saga.lg.jp

(2) 入札関係様式等の交付期間及び方法

佐賀県ホームページ (<http://www.pref.saga.lg.jp/list02042.html>) に掲載します。

(3) 入札者に求められる義務

ア 入札に参加しようとする者は、入札参加届（別紙様式1）、営業概要書（別紙様式2）を令和7年10月2日（木）午後5時までに3の（1）の担当機関へ郵送（同日時必着）し、又は持参してください。

提出した資料等について説明を求められた場合は、これに応じなければなりません。

また、必要に応じて追加資料を求めることがあります。

なお、入札参加届等を提出した後、入札に参加しないこととした場合は、理由を記入した入札辞退届（別紙様式5）を書面で提出してください。

イ 仕様書に示す参考品以外の物品で入札に参加しようとする者は、応札しようとしている物品についてカタログ又は応札仕様書等添付の上、応札物品承認申請書（別添様式6）を令和7年9月26日（金）午後5時までに、3の（1）の担当機関へ持参又は郵送してください。

提出された資料を審査の上、同等品と認められた物品に限り、入札の対象物品とします。

(4) 入札等に参加する質問書の受付等

本業務の内容及び入札手続等に関する質問については、質問書（別紙様式7）に質問内容を記載し、令和7年9月26日（金）午後5時までに3の（1）の電子メールアドレスへ送信してください。

質問を受理した場合、質問のあった者に対しては速やかに電子メールで回答し、3の（2）のホームページ上で閲覧に供します。

(5) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 令和7年10月6日（月） 10時00分

イ 場所 佐賀県立産業技術学院 会議室

ウ 入札方法 入札者の直接持参による入札とします。

なお、変更の場合は、入札参加者に対し別途連絡します。

(6) 入札方法に関する事項

ア 入札は、別に定める入札書により、本人又はその代理人が行うものとします。ただし、代理人が入札をする場合は、入札前に委任状を提出するものとします。

イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に100分の110を乗じて得た金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の100分の110に相当する金額を入札書に記載してください。

ウ 入札価格の表示はアラビア数字を用い、頭始に「金」を、末尾に「円」を記入し、又は、頭始に「¥」の記号を、末尾に「—」の記号を付記してください。

(7) 開札に関する事項

開札は、入札者又はその代理人を立ち合わせて行います。この場合において、入札者又はその代理人が立ち会わないときは、当該入札事務に関係のない県職員を立ち合わせて行います。

(8) 入札の延期

天災その他やむを得ない理由により入札又は開札を行うことができない場合は延期することもあるので、事前に（１）の担当機関に確認してください。

(9) 入札保証金及び契約保証金

①入札保証金

佐賀県財務規則（平成４年佐賀県規則第３５号）第１０３条第３項第２号により免除します。

②契約保証金

佐賀県財務規則第１１５条第３項第３号により免除します。

(10) 入札の無効

次のいずれかに該当する者が行った入札は、無効とします。

なお、無効入札とされた者は、再度の入札に加わることはできません。

ア 参加する資格のない者

イ 競争入札参加資格確認において虚偽の申告を行った者

ウ 当該入札について不正行為を行った者

エ 入札書の金額、氏名について誤脱又は判読不可能なものを出した者

オ 入札書の文字及び記号について消滅しやすい方法で記入されたものを提出した者

カ 入札価格の記載において３の（６）のウの要件を満たさない入札書を提出した者

キ 入札書の金額を訂正したものを提出した者

ク 入札書の誤字、脱字等により意思表示が不明瞭であるものを提出した者

ケ 民法（明治２９年法律第８９号）第９５号（錯誤）により取り消すことが認められるものを提出した者

コ １人で２以上の入札した者

サ 代理人でその資格のない者

シ アからサまでに掲げるもののほか、競争の条件に違反した者

(12) 入札又は開札の中止

次のいずれかに該当する場合は、入札を中止します。この場合の損害は入札参加者の負担とします。

ア 入札参加者が連合し、又は不穩の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるとき。

イ 天災その他やむを得ない理由により、入札又は開札を行うことができないとき。

(13) 落札者の決定方法

ア 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札候補者とし、直ちに入札参加資格の確認を行い、入札参加資格を有している場合に落札者となります。

イ 落札候補者が入札参加資格を有していない場合には、新たに次の順位の者を落札候補者として入札参加資格の確認を行い、落札者の決定まで同様に繰り返します。

ウ 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者が２人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札候補者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて、当該入札事務に関係のない県職員にくじを引かせるものとします。

エ １回目の開札の結果、落札者がいないときは直ちに再度入札（１回目を含め２回を限度）を行います。

オ 再度入札においても落札者がいないときは、再度入札をした者のうち最低価格で入札した者と随意契約の協議を行い、合意を得た場合は、その者と契約を行います。

４ その他

(1) 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

(2) 契約書作成の要否 要